十	
5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に定める小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に定める振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に定める特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に定める過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村、又は、過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 10　1～9以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 12　国又は地方公共団体によって造成された工業等団地に立地する者 13　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者並びに指定集積業種に属する事業を行う者及び行おうとする者 14　社会性及び収益性の要件を満たす事業計画を策定し、その事業計画に基づき、社会に貢献する事業を行う者 15　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者	中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行うことを促進することにより、その的確な把握及び金融機関その他の利害関係者に対する正確な自社の財務情報や経営状況の説明を可能とし、もって中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること
「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者	

十一 1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設を設置し、省エネルギーの推進を図る者 4　省エネルギーに資する施設を取得し、省エネルギーの推進を図るリース・レンタル事業者 5　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 6　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者	十二 1　放送事業者及び共聴施設管理者 2　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	十三 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	十四 金融機関との取引状況の変化により、一時的には資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	十五 関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	十六 1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	十七 1　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者 2　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 3　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者
中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等の環境対策の促進を図ること	中小企業による、地上放送のデジタル化により発生した不要施設の安全確保の観点からの撤去及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業の事業承継の円滑化を支援すること